

代表質問から

※ここに掲げている質問は、代表質問の一部を抜粋したものです。 ※()は選挙区を記載



自民党県議団
井上 博行
(福岡市博多区)

Q 5年前の集中豪雨や昨年の熊本地震等を受けた県地域防災計画やマニュアル等の再検討と強化について聞く。

A 県はこれまで必要に応じて県地域防災計画やマニュアル等を見直ししてきた。具体的には、自衛隊OBを「防災危機管理専門監」として配置、「災害時緊急派遣チーム」を創設するなどした。こうした過去の災害を踏まえた災害対応体制の強化は、今回の初動対応と被災地支援に効果があつたと考えている。今回の豪雨災害については、今後、内閣府、国土交通省などと合同で避難行動時に関する現地調査を行い、その結果や今回の豪雨災害における災害対応の経験を踏まえて、県地域防災計画やマニュアル等を全面的に検証し、必要な見直しを行うっていく。

Q 今回の災害では千人を超える人たちが、一時は孤立状態に追いやられた。孤立地区発生の原因に対する認識と今後の対策を問う。

A 孤立した地区は中山間地域に位置し、集落につながる道路が限定されている。今回の記録的豪

雨で発生した土砂崩れや道路流失等で、道路が寸断され、孤立地区が発生したと認識している。孤立集落が発生した場合は、速やかに道路啓開作業を行うとともに、自衛隊等による救助および水や食料等の必要な物資輸送を要請し、一刻も早い孤立状態の解消に努めている。中山間地域に通じる幹線道路は、いわば「命の道」。特に孤立が発生した地域では、関係部局が連携し、法面の補強など、より安全性の高い道路整備と維持管理に努めていく。

Q 被災者の生活再建支援の拡充について。

A 被災者生活再建支援法では、家屋の全壊または大規模半壊に対して支援金が支給されるが、被災された方々の早期の生活再建に資するため、県は支給額の増額とともに、半壊や一部損壊も支援の対象とするよう、災害援護資金貸付金も貸付条件の改善等を国に要望している。今後とも被災者の実情を丁寧に把握し、必要な支援策を検討する。全国の企業や団体、個人から8月末現在で17億円もの義援金が寄せられている。県は全壊や半壊世帯への配分比率を大幅に引き上げ、これまで対象となっていなかった一部損壊や床上浸水も対象となるよう配分基準を見直し、市町村に対し、第一次配分として約6億円を配付した。



民進党・県政議団
今井 保利
(遠賀郡)

Q 九州北部豪雨により半壊となった家屋の解体・撤去が公費補助の対象となるよう国に働きかけるべき。また、森林環境税を活用して、防災の観点からの森林づくりを進めるべき。

A 半壊家屋は原則として国の補助対象ではないが、解体・撤去の遅れは復旧・復興の大きな支障で、費用は被災者にとつて大きな負担。東日本や熊本の震災等で特例的に補助対象とされていることもあり、公費補助を国に継続して要望していく。

平成30年度以降の森林環境税の在り方を検討した県森林環境税検討委員会の報告では、人工林などの荒廃の未然防止に向け「針葉樹と広葉樹が混在する森林へ誘導することが必要」とされた。今回の災害の要因等も検証した上で、森林環境税の具体的な取り組みについて検討を進めていく。

Q 厚生労働省の中央最低賃金審議会が公表する都道府県の最低賃金引き上げ額の目安はABCの4ランク。本県は1978年度から39年間Cランクに据え置かれ

(県内総生産)は全国9位であり、不当と考える。
A ランク付けは一人当たりの県民所得など19指標を基に、都道府県の経済実態を総合的に勘案して設定。本県の総合指数は全国24位であり、17位までがBランク。現在のランク分けの基準は一定の合理性があるが、国に對し「地域間格差につながるべき。また、森林環境税を活用して、防災の観点からの森林づくりを進めるべき。」

Q 本県の産業廃棄物中間処理業者346事業所の総点検の実施状況および廃棄物保管状況と防火対策の指導結果は。

A 廃止となった1事業所を除き、345事業所に對し、9月7日までに立ち入り検査を行い、廃棄物の保管状況を確認した。その結果、法定保管量を超過している4事業所が確認され、改善指導した。引き続き、法の基準を遵守するよう強く指導していく。

防火対策は、県設置の「産業廃棄物に係る専門委員会」から消火設備の確実な設置、廃棄物の長期保管の回避などが有効であるとの意見が示された。県は立ち入り検査に併せて、これらの点も指導・助言した。今後とも全事業所の保管状況を定期的に確認。防火対策も指導・助言していく。



公明党
松下 正治
(北九州市八幡西区)

Q 災害発生前の防災行動をあらかじめ時系列で整理することで対応の遅れを防ぎ、人的被害を防止する事前防災行動計画「タイムライン」を、中小河川の流域ごとに作成することが重要では。

A 本県では、国、県、関係市町村、气象台などが連携し「大規模氾濫減災協議会」を平成29年6月までに県内8圏域に設置、この協議会でタイムライン策定も含めた取り組みを進めている。国が管理する一級河川については、北九州市、久留米市ほか28市町が策定を終えた。今後は県管理河川について、国の緊急行動計画で定められている33年度をめどに市町村が円滑に策定できるよう、協議会を通じて支援する。

Q 国連加盟国が2030年までの達成を目指す「SDGs(持続可能な開発目標)」に對する認識と、実現に向けた県の取り組みは。

A SDGsは、誰一人取り残さない社会の実現を目指し、貧困や飢餓の根絶、人種・国・性別による不平等の解消、環境保全など、経済・社会・環境をめぐる広範な課題

に総合的に取り組むもので、先進国、途上国全てが責任を持つ重要な取り組みである。国が昨年12月に掲げた、日本として特に注力すべき8つの優先課題は「成長市場の創出」「女性・障がい者などあらゆる人々の活躍の推進」などで、本県総合計画の考え方と一致する。本県では総合計画の推進、地方創生の実現に向けた取り組みを通じ、SDGsの実現に貢献していく。

Q ニセ電話詐欺の現状と、平成27年に発足した「ニセ電話気づかせ隊」の推進方策について。

A 本県におけるニセ電話詐欺は、28年は認知件数が352件、被害額が6億6000万円に減少したが、本年8月末現在では、認知件数が407件、被害額が7億4000万円余りとなり、既に昨年1年間の認知件数、被害額を上回り、極めて憂慮すべき状況にある。「ニセ電話気づかせ隊」は、金融機関やコンビニエンスストアを中心に広く県民に参加を働きかけた結果、約1万団体34万人が参加するなど、詐欺被害防止の県民運動として定着してきた。今後は町内会や自治会など、より地域に密着した団体に参加を呼び掛けていく。



緑友会
堀 大助
(行橋市)

Q 九州北部豪雨災害における本県の取り組みは。

A 発災当日の7月5日、災害対策本部を設置。自衛隊、消防等関係機関と連携した人命救助、緊急復旧工事を実施し、支援物資の提供、応急仮設住宅の建設など緊急的な生活支援に取り組んできた。

復旧・復興の妨げとなる膨大な量の流木は、撤去のための仮置き場を確保し、チップ化等を行う上で発電原料やセメント原料などに活用することとしている。被災市町村や事業者と連携し速やかな処理に向けて取り組み。

被災者支援を的確かつ機動的に行うため、庁内に「被災者支援チーム」を設置。被災者の生活再建支援、商工業者・農林漁業者の事業再開・継続の支援、被災自治体の行政運営支援に取り組んでいる。事業の集中的、効果的な実施のため9月1日、朝倉県土整備事務所「災害事業センター」を設置するなど組織体制を強化、災害復旧と再発防止に取り組んでいる。

Q 被災農家が将来に希望を失わないような営農継続支援について。

A 県は無利子融資制度を創設するほか、農業用機械やハウス施設の再取得・修繕、被災した果樹の改植、流出した家畜用飼料の購入などに要する経費を支援。農地・農業用施設の復旧、農業再生のためのボランティア活動への支援、被災地の農産物の販売促進などについても今議会に補正予算を提案している。8月1日、朝倉農林事務所内に営農再開に係る現地支援チームを立ち上げ、市町村やJAと一体で被災者の営農再開に向けた意向などの把握に努めている。農地の損壊が甚大な地域では、被災箇所での再開が厳しい状況もあるため、作付け場所の移転、団地化、新たな作物の導入などの意向も出てきている。こうした意向も踏まえ、産地再生に向けた計画づくりと取り組みを支援する。

Q 風評被害の解消への取り組みは。

A 県の観光ホームページ「クロスロードふくおか」の特設ページやSNSなどでの被災地の正確な情報の発信、旅行会社への説明などにより、風評被害の解消に取り組んでいる。8月13日から旅行商品の割引を支援する「ふくおか応援割」の販売を開始し、約1万5000人が購入。新たに新聞や旅行雑誌で被災地の観光の魅力を発信、被災した市町村や観光協会の観光PRイベントに助成する。